

令和2年度会計年度任用職員を募集します

会計年度任用職員は、現在の臨時・非常勤職員制度にかわり、令和2年4月1日から新たに始まる制度です。

会計年度任用職員に任用されると・・・(主な改正点)

① 期末手当の支給

任用期間が6か月以上かつ勤務時間が1週間あたり15時間30分以上の場合は、6月期と12月期に支給されます。

② 通勤手当の支給

勤務形態や通勤距離によって支給されます。パートタイムの場合は、勤務日数を割り戻して算出された額が支給されます。

応募される方は、当ページに記載された求人票を確認のうえ、「履歴書」(6か月以内に撮影した顔写真貼付)及び応募用紙を石巻地方広域水道企業団総務課へ郵送又は直接提出してください。

令和2年度会計年度任用職員 求人票

会計年度任用職員について

任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで 任用開始から1か月間は条件付採用(試用期間)
給与	職種・業務内容等により異なるため、求人票を確認願います
通勤手当	勤務形態や通勤距離によって支給されます
期末手当	任用期間が6か月以上かつ勤務時間が1週間あたり15時間30分以上の場合は、6月期と12月期に支給されます
勤務時間	職種・業務内容等により異なるため、求人票を確認願います
社会保険等	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に基づき、それぞれの保険に加入していただきます
休暇等	勤務形態に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇として夏季休暇や忌引休暇等があります
申込方法	1. 履歴書(6か月以内に撮影した顔写真貼付)及び応募用紙を石巻地方広域水道企業団総務課に郵送又は直接提出してください

	<p>2. 提出の際は封筒に入れ、表に「会計年度任用職員採用申込」と「応募する職種」を記載してください。</p> <p>3. 応募期限は、求人票を確認願います</p>
選考方法	書類選考及び面接試験
試験日	後日連絡いたします
対象・資格	<p>1. 次のいずれかに該当する方は、応募できません</p> <p>(1) 石巻地方広域水道企業団職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>2. 各職種に必要な資格などについては求人票を確認願います</p>
その他	<p>1. 次に該当する場合は、採用を取り消します。</p> <p>(1) 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合</p> <p>(2) 必要とする免許・資格などを取得していない場合や当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合</p> <p>2. 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になります。</p>

令和2年度会計年度任用職員 求人票

会計年度任用職員任用形態別勤務（応募）条件等

○ 事務補助職員A

- (1) 勤務時間 8：30から17：15（休憩12：00～13：00）
※週31時間
- (2) 勤務日 4日／週 例）月・火・木・金
- (3) 任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 給与
 - ア 給料（月額） 116、880円。
 - イ 通勤手当 勤務形態や通勤距離によって支給。
 - ウ 期末手当 6月期と12月期に支給。※①

○ 事務補助職員B

- (1) 勤務時間 8：30から16：30（休憩12：00～13：00）
※週35時間
- (2) 勤務日 5日／週
- (3) 任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 給与
 - ア 給料（月額） 131、961円。
 - イ 通勤手当 勤務形態や通勤距離によって支給。
 - ウ 期末手当 6月期と12月期に支給。※①

○ 事務補助職員C

- (1) 勤務時間 9：00から16：00（休憩12：00～13：00）
※週30時間
- (2) 勤務日 5日／週
- (3) 任用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 給与
 - ア 給料（月額） 113、109円。
 - イ 通勤手当 勤務形態や通勤距離によって支給。
 - ウ 期末手当 6月期と12月期に支給。※①

※① 任用期間が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合。

○ 共通事項

- (1) 社会保険等 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に基づき、それぞれの保険に加入。
- (2) 休暇等 勤務形態に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇として夏季休暇や忌引休暇等を付与。
- (3) 選考方法 書類選考及び面接試験
- (4) 試験日 後日連絡
- (5) 応募期限 令和2年3月13日

(6) 対象・資格

次のいずれかに該当する者は、応募不可。

- ア 企業団職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(7) その他

ア 次に該当する場合は、採用を取り消す。

- ・ 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合
- イ 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象になる。